

農地法第3条第3項許可

－農地を耕作するために解除条件付貸借を行うとき－

毎月原則 20 日以内

添付書類	摘要	提出部数
付近見取図		各 1 部
公図		
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
印鑑証明書		
住民票謄本、戸籍の附票等	必要な場合のみ	
法人の登記事項証明書	現在事項全部証明書に限る	
法人の定款（写）		
農地貸借契約書（写）	解除条件等の記載のあるもの	
耕作等に常時従事する者が当該法人の執行役員であることを示す書類		
農地法第3条第3項の規定により申請する場合の追加記載書	※別紙様式	
営農計画書	※別紙様式 今後概ね3年間に予定している計画について、通作距離、通作時間、栽培品目、年間スケジュール（作付時期）等を記載	
耕作状況証明書	借主が市外在住の場合	
その他参考となるべき書類		
委任状	代理人が申請する場合	

※申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

●付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

●公図について

発行から概ね3ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

●土地の登記事項証明書、印鑑証明書について

発行から概ね3ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認をしますので、原本を持参して下さい。

土地の登記事項証明書は登記情報提供サービスで取得した物は不可。

印鑑証明書は譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）の物。また、共有者がいれば全員の物が必要。

●住民票謄本、戸籍の附票等について

登記事項証明書に記載されている住所と、印鑑証明書の住所が異なる場合、いずれかの書類を添付して下さい。同一人物か確認する為、住所が繋がっていることが必要。

発行から概ね3ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

●委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印（認印）のこと。

【その他】

●申請書の押印は実印が必要です。

●申請書の日付は提出時に記入して下さい。

●新規就農希望者（農地取得希望者）は農業経験の有無等をお聞きしますので、別紙ヒアリングシートへ記入の上、申請時に提出をお願いします。

●必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。

●申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。